

議案第79号

大田原市出張所設置条例を廃止する条例の制定について
大田原市出張所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市出張所設置条例を廃止する条例
大田原市出張所設置条例（平成17年条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。